

## 熊本県産地鶏生産流通対策事業実施要領

### (趣旨)

- 第1 天草大王及び熊本コーチンの生産振興を図るため、地域市内流通を促進し、県産ブランド鶏肉の普及定着を進めることを目的とする。
- 2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）及びこの要領に定めるところによる。

### (事業実施主体)

- 第2 この事業の実施主体は、熊本県高品質肉鶏推進協議会とする。

### (事業の内容)

- 第3 県産ブランド鶏肉の安定供給を図り、銘柄化を促進するために次の事業を行う場合に助成する。
- 1 県産銘柄鶏振興推進事業  
生産者、関係団体、流通業者、学識経験者で構成する検討会を開催し、県産ブランド鶏肉の銘柄化促進と消費拡大化対策に係る課題を検討。
- 2 衛生的な生産対策事業  
高品質な鶏肉の生産のための生産農場に対する衛生対策の実施。
- 3 広報宣伝対策事業  
消費拡大を行うためのパンフレット等の作成。

### (補助金等の交付申請)

- 第4 事業実施主体が要項第6条第2項第1号の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

### (実績報告)

- 第5 事業実施主体が要項第13条第2項第1号の規定に基づき実績を報告するときに添付する事業実績書は次によるものとする。
- ① 事業実績書（別記第1号様式を準用するものとする。）
- ② その他知事が必要と認める書類。

### (事業推進及び指導)

- 第6 事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、関係団体と連携の下に事業参加農家に対し、当該事業の目的、内容及び効果等の周知徹底を

図るとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に努めるものとする。

附則

この要領は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記 1 号様式

平成 年度熊本県産地鶏生産流通対策事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び所要経費

事業種類	事業費 (円)	補助金額 (円)	事業内容
県産銘柄鶏振興推進事業			
衛生的な生産対策事業			
広報宣伝対策事業			
合計			

3 事業完了（予定）日